

# 地球温暖化への対策

## ■地球温暖化問題をめぐる国際的な動き

1985	フィラハ会議(科学者が集まり、温暖化問題に関する科学的知見を評価)
1988	トロント会議(6月カナダ)「CO2を2005年までに88年レベルから20%削減すべき」
1990	第2回世界気候会議(11月ジュネーブ) (国連総会で気候変動枠組条約を作ることを決議)
1992	気候変動枠組条約採択(5月) 地球サミット(6月リオデジャネイロ) (気候変動枠組条約の署名開始)
1994	気候変動枠組条約発効(3月)
1995	第1回締約国会議(COP1)(3月ベルリン)
1996	第2回締約国会議(COP2)(7月ジュネーブ) 「法的拘束力のある約束を目指すべき」
1997	第3回締約国会議(COP3)(12月京都) 「京都議定書」を採択、法的拘束力ある各国別数値目標の導入
1998	第4回締約国会議(COP4)(11月ブエノスアイレス)
1999	第5回締約国会議(COP5)(10月ボン)
2000	第6回締約国会議(COP6)(11月ブハーグ) 京都議定書の運用ルールおよび途上国支援について合意に至らず中断
2001	アメリカが京都議定書の不支持を表明(3月) COP6再開会合(7月ボン) 京都議定書の運用ルールの骨格及び開発途上国支援の詳細決定 第7回締約国会議(COP7)(10~11月マラケシュ) 京都メカニズムなどの運用ルールの詳細決定
200X?	京都議定書発効

## ■地球温暖化問題をめぐる日本の動き

1990	「地球温暖化防止行動計画」を関係閣僚会議で決定(10月)
1993	環境基本法制定(11月)
1997	京都議定書を受け、通商産業省が「今後の地球温暖化対策について省議決定(12月)」
1998	地球温暖化対策推進本部が「地球温暖化対策推進大綱」を決定。日本政府各省庁の地球温暖化対策をとりまとめたもの(6月)  「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」の改正案、6月5日公布、1999年4月1日施行
1999	「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年4月8日に施行される。翌9日にはそれに基づき、地球温暖化に関する基本方針が閣議決定された
2001	環境省が地球温暖化対策推進本部を設置(8月)  山口県地球温暖化防止活動推進センター(財団法人 山口県予防保健協会)が誕生。全国11番目(12月20日)
2002	1998年に決定した「地球温暖化対策推進大綱」を、地球温暖化対策推進本部が京都議定書締結のために見直し、まともなおして決定(3月)  地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画を作成(6月)

参考文献/環境省地球環境局編「地球温暖化を考える」

## ■京都議定書 先進国が出す温室効果ガスをどれくらい減らすかという目標を、国ごとに決めたもの。

対象となる温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )
基準年	1990年(HFC、PFC、SF <sub>6</sub> については1995年としてもよい)
最初の目標期間	先進国全体で5.2%削減
削減目標	2008年から2012年

図14/京都議定書で定められた主要国の温室効果ガス排出量の目標(2008年~2012年)

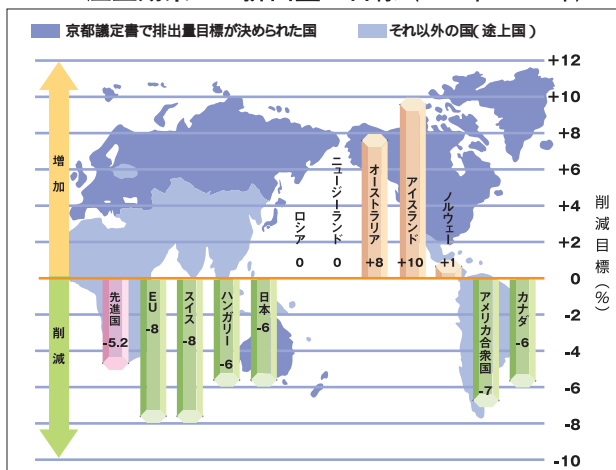


図15/京都議定書によって期待される温室効果ガス削減効果(先進国分のみ)

